

基本目標 5 ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします

5-1 一般廃棄物対策の推進

(1) 現況と課題

ア) 現況

本市では、家庭から排出されるごみを収集所で収集し、市内の4施設で焼却・破砕しています。また、市内の事業者が排出する一般廃棄物については、有料で市の施設に持ち込むことができます。

令和2年度(2020年度)のごみ総排出量は約41.8万tで、その内訳は、家庭からの排出量約30.7万t、事業所からの排出量約10.1万t、団体資源回収約1万tでした。

これを市民1人1日当たりの総排出量に換算すると約866g/人・日で、平成22年度より78g/人・日減量できました。平成30年(2018年)3月に改定した「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」では、令和9年度(2027年度)までに827g以下/人・日にすることを目標としていますので、達成に向けて引き続きごみ減量を推進していきます。

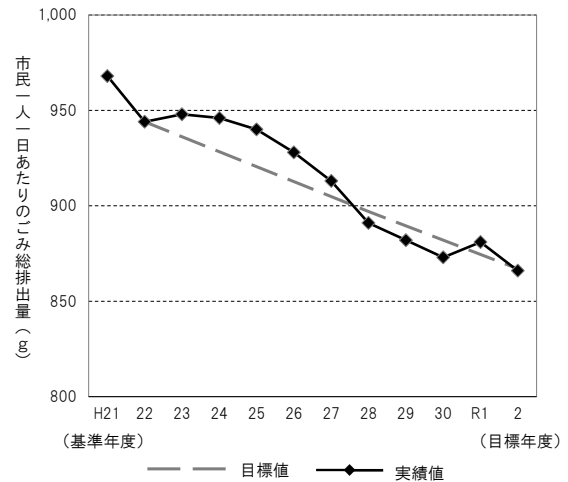


図2-5-1 市民1人1日当たりのごみ総排出量の推移

表2-5-1 《指標》市民1人1日当たりのごみ総排出量の推移

指標	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 (年度)
市民1人1日当たりのごみ総排出量(g)	944	913	891	882	873	881	866	867 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	△	○	
対年度目標値比	基準年度	△	○	○	○	△	○	

イ) 課題

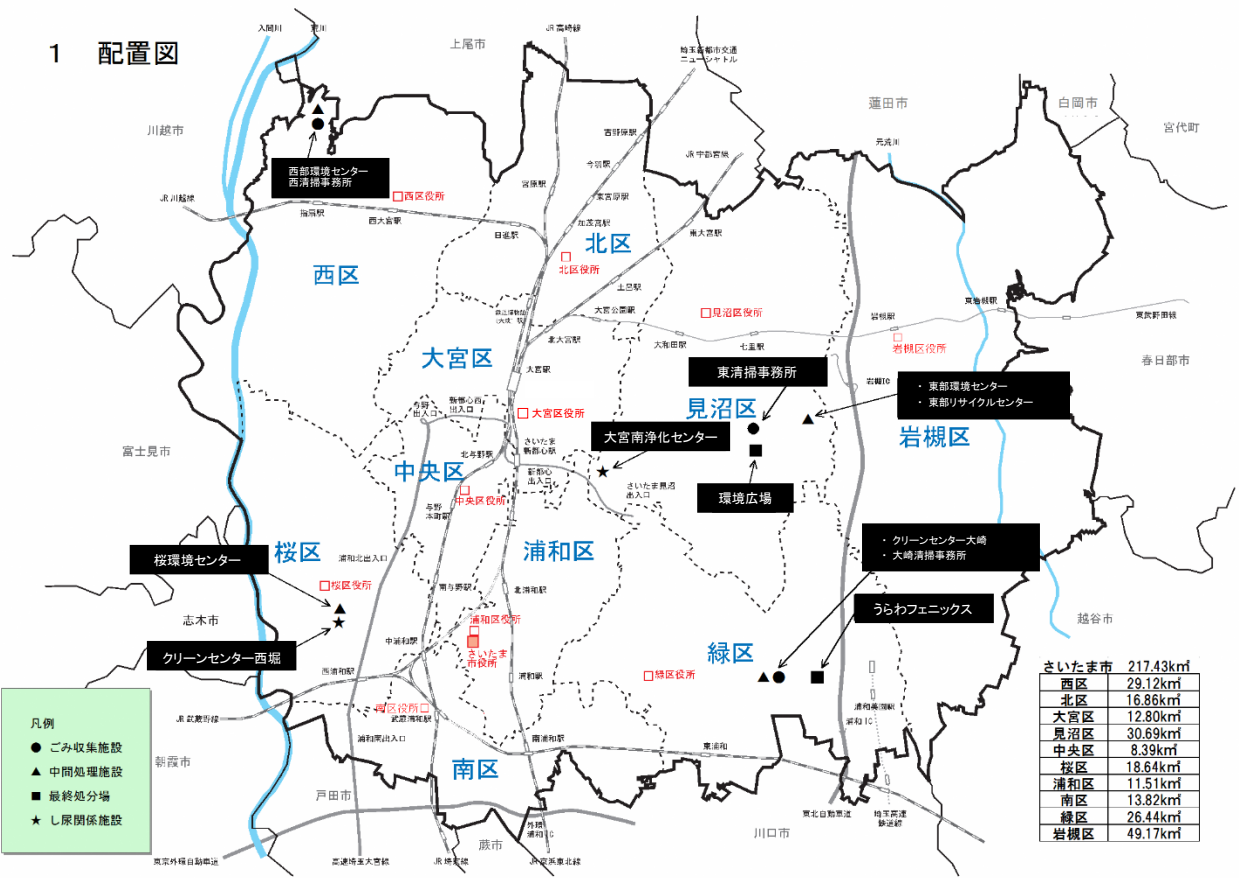
ごみの総排出量は平成24年度(2012年度)から平成30年度(2018年度)まで減少傾向にありましたが、令和元年度(2019年度)は家庭系ごみ、事業系ごみとも増加しました。令和2年度(2020年度)は事業系ごみが減少したものの、家庭系ごみは増加しており、さらなるごみ減量を推進するため、事業系ごみの減量施策を検討するとともに、引き続き家庭系ごみ対策として「もえるごみ」に含まれがちな資源物(「その他の紙(雑がみ)」)の分別徹底、生ごみの水切り、食品ロス削減などの減量施策を推進し発生・排出抑制に取り組んでいきます。

さいたま市のごみ・リサイクルに関連する施設

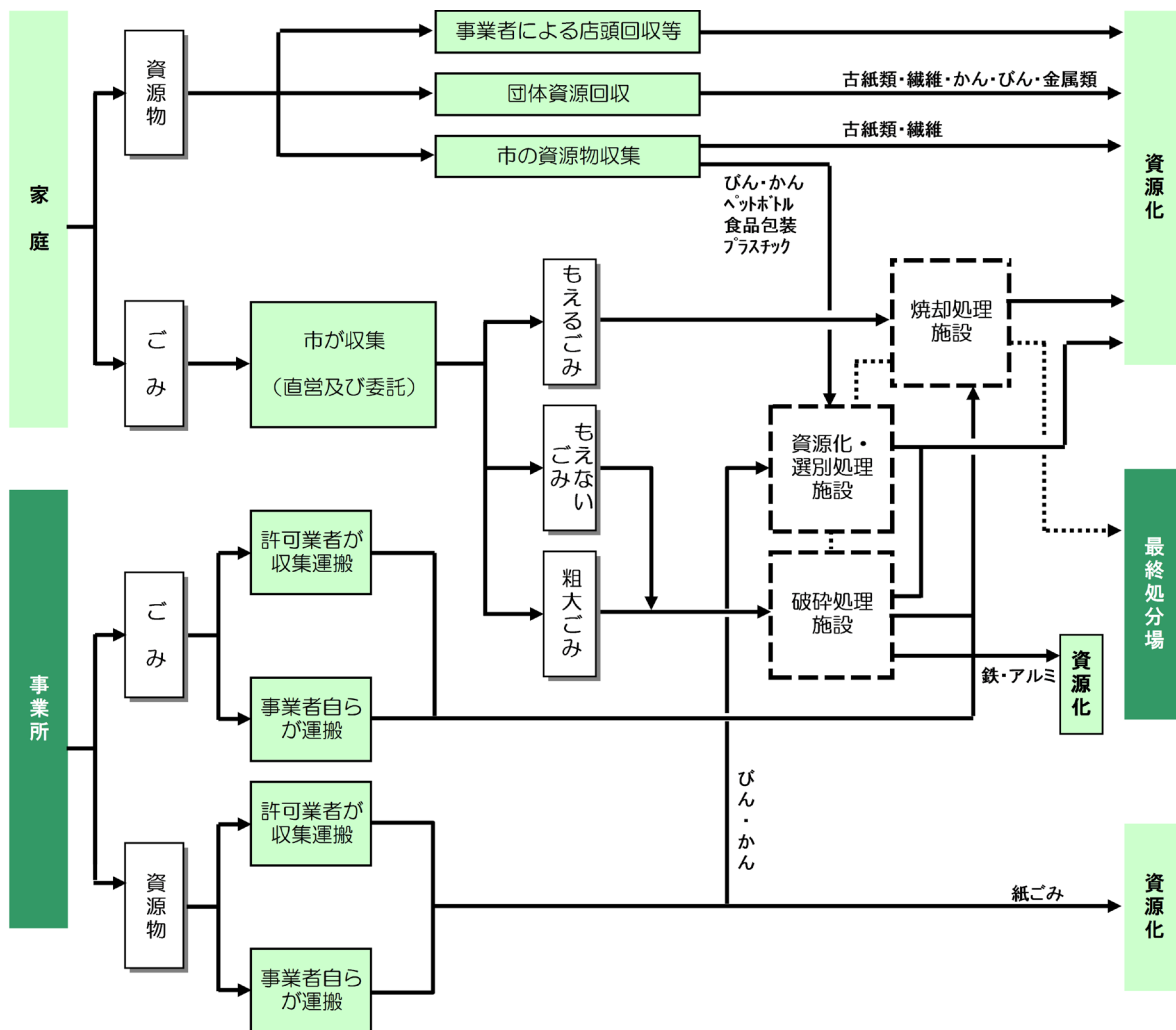
処理	施設名	能力	竣工	令和3年(2021年)3月現在の経過年数	熱回収設備の有無
焼却	西部環境センター	300t/24h	平成5年(1993年)2月	28年	有
	東部環境センター	300t/24h	昭和59年(1984年)7月	36年	有
	クリーンセンター大崎	450t/24h	平成8年(1996年)3月	25年	有
焼却・溶融	桜環境センター	380t/24h	平成27年(2015年)3月	6年	有
灰溶融	西部環境センター	75t/24h	平成5年(1993年)2月	28年	令和3年3月停止
破 碎	西部環境センター	75t/5h	平成5年(1993年)2月	28年	
	東部環境センター	75t/5h	昭和59年(1984年)11月	36年	令和2年3月停止
	クリーンセンター大崎	50t/5h	平成8年(1996年)3月	25年	
	桜環境センター	28t/5h	平成27年(2015年)3月	6年	
資源化	東部環境センター	46.5t/5h	平成5年(1993年)4月	27年	
	桜環境センター	63t/5h	平成27年(2015年)3月	6年	
最終処分	うらわフェニックス	372,700m ³	昭和63年(1988年)3月	33年	
	環境広場	208,100m ³	平成8年(1996年)1月	25年	

第2部 基本目標5

ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします



さいたま市のごみ処理フロー



(2) 個別施策の実施状況と課題**① 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進****■ さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業【廃棄物対策課】****○ 実施状況**

事業者や市民団体が、本市と連携・協働して循環型社会の構築をめざし、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる3Rを推進し、積極的にごみの減量に向けた取り組みを行うことを宣言し、実践するものです。本市は、宣言証書やのぼり旗の提供、各団体の活動実績の市民への紹介等、活動の支援を行います。

本事業は、第1期として平成21年度(2009年度)から開始され、2年毎の更新となっております。令和元年度(2019年度)から第6期が実施され、令和2年度(2020年度)は18事業者、3市民団体がごみ減量の取り組みを宣言し、実践されました。

また、宣言団体の取り組み実績は、市ホームページや「さいちゃんの環境通信」で広く紹介し、模範事例として他の市民等への意識啓発にもつながっています。

○ 課題

3Rを推進していくため、更なる宣言団体数の増加に努めます。

■ クリーンさいたま推進員事業【資源循環政策課】**○ 実施状況**

地域におけるごみの適正処理、環境美化を推進するため、クリーンさいたま推進員を委嘱し、ごみ出しルールの周知徹底をはじめとする3R推進において地域のリーダーとしての活動をお願いしながら、ごみ減量の推進に取り組んでいます。

各自治会からの推薦に基づき2年間の任期で委嘱しており、令和2年(2020年)4月1日現在、クリーンさいたま推進員は1,499人います。

○ 課題

クリーンさいたま推進員の委嘱は現在自治会推薦に基づいているため、ごみ出しルールの周知徹底をはじめとする3R推進を強化するには、自治会のない地域に住む市民でもクリーンさいたま推進員ができる方を募集するなどの制度を検討することが必要です。

■ 出前講座の開催【廃棄物対策課】**○ 実施状況**

自治会やサークル、職場の集まり等に職員が出向き、ごみ・資源物の正しい出し方と分別・リサイクルについて説明し、リデュース・リユース・リサイクルへの協力をお願いするなど、ごみ減量の啓発に努めています。

出前講座の開催回数、参加人数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
開催回数(回)	13	8	11	9	9	2
参加人数(人)	710	448	485	505	423	55

○ 課題

引き続き、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの啓発に努め、ごみの減量化を推進していきます。

■清掃関連施設の見学者数の状況 【西部環境センター】【東部環境センター】【クリーンセンター大崎】
【大宮南部浄化センター】【クリーンセンター西堀】【桜環境センター(環境施設管理課)】

○実施状況

本市では、ごみ減量・リサイクルの普及・啓発を図るため、市民等を対象に、資源リサイクル工場などの見学会を実施しています。

令和2年度(2020年度)の清掃関連施設の見学者数の合計は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、施設見学の中止や受入人数の制限を行ったため、令和元年度(2019年度)より大幅に減少し、7,702人でした。

清掃関連施設の見学者数(令和2年度(2020年度))

施設名	区	内容	見学者数(人)
西部環境センター	西区	A	0
東部環境センター	見沼区	A	0
東部環境センターリサイクル施設	見沼区	B	0
クリーンセンター大崎	緑区	A	0
大宮南部浄化センター	見沼区	C	7,178
クリーンセンター西堀	桜区	C	0
桜環境センター	桜区	A、B	524
見学者合計(人)			7,702

内容 A:破砕・焼却処理、B:再資源化施設、C:し尿・浄化槽汚泥処理施設

○課題

(西部環境センター)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、施設見学の受入を中止しました。今後は、感染症予防対策を行ったうえで、施設見学者数等の制限を緩和する改善を図り、見学を再開する予定です。

(東部環境センター/リサイクル施設)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、施設見学の受入を中止しました。今後は、感染症予防対策を行ったうえで、施設見学者数等の制限を緩和する改善を図り、見学を再開する予定です。

(クリーンセンター大崎)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、施設見学の受入を中止しました。今後は、感染症予防対策を行ったうえで、施設見学者数等の制限を緩和する改善を図り、見学を再開する予定です。

(大宮南部浄化センター)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、受入人数を制限しつつ、施設見学を実施しました。今後も感染症予防対策を行ったうえで、見学される方々に合わせてし尿処理の仕組みや、自然庭園や見沼の生きものについての説明を行う施設見学を実施予定です。なお、当センターの出来事をまとめた「みぬま見聞館だより」は、継続して発行し、学校や図書館等に配布しました。

(クリーンセンター西堀)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、見学の受入を中止しました。今後は、感染症予防対策を行ったうえで、施設見学者数等の制限を緩和する改善を図り、施設見学を再開する予定です。

(桜環境センター)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、受入人数を制限しつつ、施設見学を実施しました。今後も感染症予防対策を行ったうえで、本施設(熱回収施設、リサイクル施設)におけるごみ処理の流れについての説明を行う施設見学を実施予定です。

■市民に対するごみ・資源分別の徹底【廃棄物対策課】

○実施状況

家庭から排出されるもえるごみの減量と、リサイクル意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器等を購入した世帯に購入費用の一部を補助金として交付しています。

生ごみ処理容器等購入補助基数の累計の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
生ごみ処理容器等 購入補助基数(基)	5,892	6,137	6,319	6,588	6,809	7,160

○課題

ごみの減量化に資する生ごみ処理容器等をより多くの市民に普及させるため、市報やホームページなどによる制度の周知を広く図り、生ごみ処理容器等の普及拡大を進めていきます。

■事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進【廃棄物対策課】

○実施状況

大規模事業所(事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者等)に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、また、必要に応じ立入検査による指導啓発を行います。

令和2年度(2020年度)は、809件の計画書が提出されました。計画書の内容を総合すると、これらの対象事業所から発生する事業系ごみの65.9%が資源物として分別されています。また、立入検査未実施の事業者を中心に、52件の訪問指導・啓発を行いました。

減量計画書の提出件数、減量計画書に基づく前年度の資源化率の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
減量計画書の提出 件数(件)	703	702	723	731	805	809
減量計画書に基づく 前年度の資源化率 (%)	64.0	63.2	61.6	62.0	64.9	65.6

○課題

減量等計画書の未提出事業所に対して、催告通知を送付し、提出率を高めます。また、大規模事業所に対する立入検査を積極的に実施していきます。

■親子リサイクル施設見学会【廃棄物対策課】

○実施状況

循環型社会を形成するためには、日常生活で多くの一般廃棄物が発生していること、その一般廃棄物のリサイクルが資源循環の重要な役割を担っていることなど、市民生活とリサイクルが密接な関係にあることを認識していただくことが重要です。そこで、一般廃棄物がどのように処理され、リサイクルされているのかを市民にわかりやすく紹介するため、親子リサイクル施設見学会を実施しています。なお、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止しました。

日程及び見学施設

	実施日数	見学施設
平成29年度 (2017年度)	4日間(4コース)	クリーンセンター大崎、(株)関東エコリサイクル、太平洋セメント(株)など全8施設
平成30年度 (2018年度)	4日間(4コース)	桜環境センター、(株)レンゴー、(株)エフピコなど全8施設
令和元年度 (2019年度)	4日間(4コース)	桜環境センター、昭和電工(株)、リサイクルプラザJBなど全5施設
令和2年度 (2020年度)	中止	中止

参加人数の推移

平成29年度(2017年度)	145人(うち、小学生73人)
平成30年度(2018年度)	145人(うち、小学生73人)
令和元年度(2019年度)	115人(うち、小学生58人)
令和2年度(2020年度)	—

○課題

見学会開催後のアンケート調査等を通して、市民のニーズを把握し、より効果的な事業とする必要があります。

■マイボトル・マイバッグ運動の推進【資源循環政策課】

○実施状況

海洋プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がりを見せ、令和32年（2050年）には海洋中のプラスチックごみの量が海に棲む魚の重量を上回ると予想されるなど、プラスチックごみ削減が喫緊の課題となっています。

そのような中でさいたま市ではマイボトルやマイバッグの持参により、レジ袋やペットボトル等のプラスチックごみの削減を図る「マイボトル・マイバッグ運動」を実施しています。

令和2年度（2020年度）は、包括連携協定締結企業と協力し、市内のスーパーマーケット等にレジ袋の辞退を呼びかけるスイングポップの配布を行いました。

また、令和元年度（2019年度）に民間事業者と協定を締結し、令和2年度（2020年度）も引き続き市内公共施設等にマイボトルの給水器を100基設け、マイボトルの利用促進を図りました。

○課題

今後は、プラスチックごみ削減の周知啓発をより一層行う必要があります。

②再生利用(リサイクル)の推進

■小型家電リサイクル事業【資源循環政策課】

○実施状況

平成26年(2014年)1月から、使用済みの小型家電を回収しています。小型家電に含まれるレアメタルなどをリサイクルすることで、資源の有効利用や最終処分場の延命化など、環境負荷の軽減を図ります。

回収ボックスは、市内の公共施設52箇所と、民間施設2箇所に設置しており、「30cm×15cm」の投入口から入る家電製品と付属品及び電池を回収しています。

西部環境センター、クリーンセンター大崎及び桜環境センターで、環境省が資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべきと指定している携帯電話やパソコンなどの特定対象品目を回収しています。

使用済み小型家電回収実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
回収量(t)	87.63	65.30	69.23	92.00	90.85	98.87



○課題

引き続き、広報やホームページでの周知だけでなく、各種イベント会場において、来場者から小型家電を回収するなど、より一層の小型家電のリサイクルを促進します。

■市全体のリサイクルシステムの構築【資源循環政策課】

○実施状況

本市の廃棄物処理システムを資源循環型のものとするため、家庭から排出される資源物の分別収集とともに、市内4ヶ所の焼却施設で焼却残渣等の資源化に取り組んでいます。

そのうち、西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎の3つの焼却施設では、ごみを焼却した後に発生する焼却灰と飛灰の一部をセメント原料として再利用しています。

また、西部環境センターと桜環境センターでは、焼却残渣等から熔融スラグと熔融メタルを生成し、再生資源として有効利用しています（西部環境セン

ターの熔融施設は令和3年（2021年）3月に停止）。桜環境センターは平成27年度（2015年度）から稼働を開始しており、令和2年度（2020年度）の熔融スラグと熔融メタルの有効利用量は稼働前の平成26年度（2014年度）に比べて約180%増加しています。

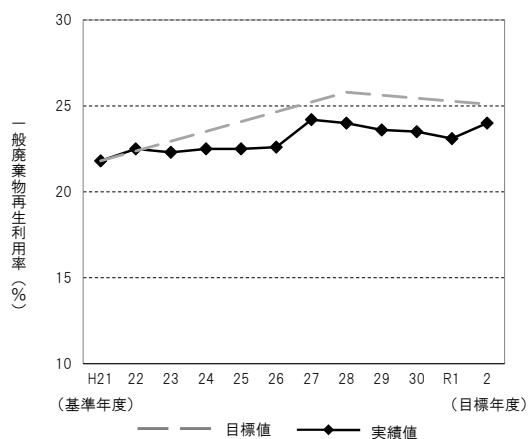


図2-5-2 一般廃棄物再生利用率の推移

表2-5-2 《指標》一般廃棄物再生利用率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 (年度)
一般廃棄物再生利用率(%)	21.8	24.2	24.0	23.6	23.5	23.1	24.0	25.1 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	△	△	△	△	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	

ごみの総排出量、資源化量の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ごみの総排出量(t)	423,694	415,997	415,385	414,376	422,930	418,088
資源化量(資源物及び焼却灰等の再利用)(t)	102,521	99,764	97,917	97,172	97,705	100,519

○課題

分別意識や景気の低迷などの要因により、資源物を含めたごみ排出量が年々減少傾向にあることから、もえるごみの中に含まれる「その他の紙（雑がみ）」などの資源物の分別徹底、団体資源回収運動のさらなる推進などを図り、資源化量を増加する必要があります。

■リサイクル基金活用事業（「環境通信」の作成と拠点配布）【廃棄物対策課】

○実施状況

分別収集した資源物の売却収入の一部を積み立てた「リサイクル基金」を活用し、3Rを中心とした記事を掲載する環境広報誌「さいちゃんの環境通信」を発行することにより、循環型社会の構築に向けた市民意識の向上をめざしています。

令和2年度（2020年度）は、合計7,000部（1回発行）の「環境通信」を作成し、市公共施設での拠点配布を行いました。

○課題

「さいちゃんの環境通信」については令和2年度（2020年度）から全戸配布をとりやめましたが、掲載内容の充実を図り一層読みやすい紙面となるよう努めると共に、デジタル化に則した様々な形での発行も検討し、より多くの市民に目にされる広報誌を目指します。

■家庭から排出される資源物【資源循環政策課】

○実施状況

資源物は、収集所から回収されるほかに、自治会・子ども会・小学校・PTAなどの団体が実施している団体資源回収運動を通じて回収され、再生利用事業者などによって資源化されています。

令和2年度（2020年度）に家庭から排出された資源物は、令和元年度（2019年度）より少し増加し、約6万3千tでした。

また、家庭から排出された1人1日当たりの資源物は、130g/人・日となっています。

健全な循環型社会を形成するためには、従来、ごみとしていたものを資源物として分別すれば済むものではなく、資源物を含めた総排出量の削減も同時にめざしていくことが重要です。

○課題

分別啓発の浸透や景気の低迷などの要因により、資源物を含めた総排出量はおおむね減少傾向にあるなかで、さらに資源化量を増加するためには、もえるごみに混入して排出されてしまいがちな「その他の紙（雑がみ）」などの資源物の分別徹底、団体資源回収運動のさらなる推進などを図る必要があります。

■団体資源回収運動補助事業【廃棄物対策課】

○実施状況

本市では、子供会、自治会、小・中学校のPTAなどの営利を目的としない団体に呼びかけて、古紙類、瓶類、繊維類、空き缶、金属類を定期的に回収し資源物回収業者に引き渡す団体資源回収運動を進めています。年4回以上、合計2,000kg以上の資源回収を行った団体に対して、1kg当たり5円の補助金を、予算の範囲内にて交付しています。（上限100万円）

団体資源回収運動の令和2年度（2020年度）における実施団体数は424団体となりました。

団体資源回収運動実施団体数、資源の回収量、補助額の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
団体資源回収運動 実施団体数(団体)	455	463	468	467	469	424
資源の回収量(t)	14,586	13,726	13,163	12,650	11,752	10,038
補助額(円)	70,643,500	67,016,100	64,456,000	62,101,300	57,889,300	49,677,200

○課題

令和3年度からは、回収量の下限を撤廃するとともに、実施回数を年2回以上に緩和しました。さらなる実施団体数及び回収量の増加をめざし、引き続き運動を支援します。

■ 残渣処分事業(残渣処分最終処分場延命化対策事業)

【西部環境センター、東部環境センター、グリーンセンター大崎、桜環境センター(環境施設管理課)】

○実施状況

市の焼却施設から発生する焼却残渣(焼却灰等)は、セメントや人工砂の原料として使用されるほか、熔融処理(スラグ化)の後、公共工事で使用するアスファルト混合物、コンクリート2次製品等の土木資材の一部として資源化することにより最終処分場の延命化を図っています。

令和2年度(2020年度)において、市内焼却施設から発生した焼却残渣(焼却灰等)のうち、概ね75%となる約37,400tを資源化しました。

○課題

市内で新たな最終処分場用地の確保が困難なことから、更なる資源化を図ることで、まずは市内最終処分場の延命化を図るよう努めます。

■ し尿汚泥の堆肥原料としての再生促進【大宮南部浄化センター】

○実施状況

大宮南部浄化センターでは、し尿や浄化槽汚泥を処理した後に発生する汚泥の一部を肥料として再生しています。

汚泥発酵肥料は生産量に限りがあることから、1回に1世帯5袋(10kg入)までの予約販売としており、申し込み多数により3か月程度での引渡しとなっています。

下記表の通り安定した肥料への再生に努めております。

し尿汚泥の再生(堆肥化)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
リサイクル率(%)	38.5	38.8	43.3	44.7	43.1	39.4
し尿汚泥の再生利用量(t)	239	234	241	227	216	211

○課題

堆肥化設備を適切に維持管理し、良質で安定した肥料への再生に努めます。

■ 中央区役所における紙類の再資源化の促進(「ラ・ミーゴ作戦」への参加)【中央区役所総務課】

○実施状況

中央区役所では、さいたま商工会議所与野支所が行っている紙類の再生事業「ラ・ミーゴ作戦」に参加しています。この事業は、オフィス等から排出される紙類の再生資源を効率的に回収し、資源循環型社会の実現をめざすことを目的としています。

令和2年度(2020年度)には、合計で約17tの紙類を再資源化のルートに回しました。

紙類の回収量の推移

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
回収 量 (kg)	合計	15,120	13,400	14,550	14,810	18,460	17,360	
	内 訳	新聞紙	1,250	1,710	990	2,000	720	3,740
		雑がみ	11,310	9,030	10,730	10,060	14,000	10,550
		段ボール	2,560	2,660	2,830	2,750	3,740	3,070

○課題

例年、資源ごみを再資源化に努めています。今後もこの活動を実施し環境負荷低減に貢献します。

■ 事業系ごみのリサイクルの促進【廃棄物対策課】

○実施状況

事業所から排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルルートを独自に構築し、170円/10kgである処理手数料を、東部環境センター及び本市が指定する資源物中間処理施設へ搬入した場合は100円/10kgに減額することで、事業系資源物のリサイクルの促進を図っています。

事業系資源物資源化実績の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
事業系資源物 搬入量(t)	1,482	1,438	1,370	1,266	1,040	701

○課題

紙ごみを中心に搬入量が減少しており、文書等の電子化やテレワーク等に取り組む事業者が増加していることが影響したと考えられるが、今後はこれらの取り組みが困難な中小規模事業者等の利便性を高めたりリサイクルの仕組みを構築した上で、事業所に対する指導・啓発・立入調査等を通じてさらに当事業の周知を図る必要があります。

③適正処理の推進

■適正処理の推進【環境施設管理課】

○実施状況

市内4つのごみ処理施設で焼却されたあとの焼却灰（資源化されない部分）などの残渣類は、市内のうらわフェニックスと環境広場の2つの最終処分場のほか、県外最終処分場で埋立処分しています。

最終（埋立）処分量の合計は、令和2年度（2020年度）では約1.2万tとなり、平成26年度（2014年度）の約2.6万tと比べて大幅に減少しました。

一方、残渣の有効利用量は、平成27年度（2015年度）に桜環境センターが供用開始されて以来大幅に増加しました。平成26年度（2014年度）では約2.2万tでしたが、令和2年度（2020年度）では約3.7万tに増加し、残渣発生量のうち約75%は埋立処分せずに資源化を図っています。

なお、環境広場では、埋立地の残余容量がほぼなくなつたため、令和2年度（2020年度）で受入れを終了しました。一方、うらわフェニックスの残余容量は、約7.4万m³、埋立率は約80%となっています。

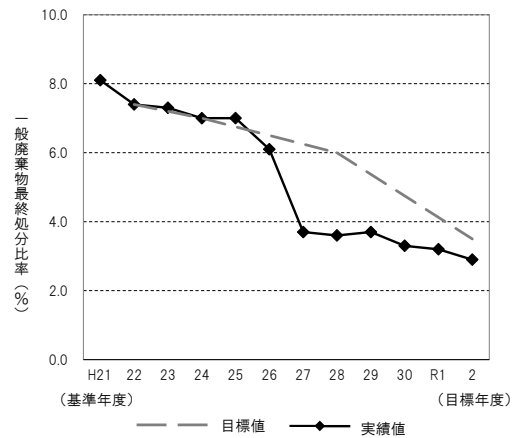


図2-5-3 一般廃棄物最終処分比率の推移

表2-5-3 《指標》一般廃棄物最終処分比率の推移

指標	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 (年度)
一般廃棄物最終処分比率 (%)	7.4	3.7	3.6	3.7	3.3	3.2	2.9	3.5%以下 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	△	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

ごみ総排出量・最終処分量の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ごみ総排出量(t)	423,694	415,997	415,385	414,376	422,930	418,088
最終処分量(t)	15,474	15,113	15,515	13,566	13,326	11,912

○課題

市内最終処分場は残余容量が年々少なくなっているため、秋田県小坂町、山形県米沢市及び群馬県草津町の民間最終処分場と契約しており、本市の最終処分量のうち約半分を県外での処分に依存している状況です。一方で、今後新たに最終処分場用地を確保することは、都市部という本市の地域性から非常に困難となっています。

このため、今後も最終処分場の埋立容量を確保していくため、残渣の有効利用を図り、引続き埋立処分量を削減していく必要があります。

■廃棄物処理施設の整備【環境施設整備課】

○実施状況

市内4つの施設でゴミ処理を行っている現在の体制を3つの施設に再編することとしており、老朽化した西部環境センターと東部環境センターを1つに統合し、東部環境センターの位置にサーマルエネルギーセンターとして更新する事業を進めています。

令和2年度(2020年度)は、サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)において、東部環境センター破砕棟を解体しました。

○課題

サーマルエネルギーセンターの施設整備にあたっては、最終処分量の低減、高効率エネルギー回収、災害時に備えた施設の強靱化などが検討課題としてあります。

■不法投棄対策事業【産業廃棄物指導課】

○実施状況

不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため、関係部署と連携を図り、早朝・夜間などの監視パトロールを実施するとともに、不法投棄されやすい場所へ監視カメラや不法投棄防止警告看板を設置しています。

令和2年度(2020年度)は、監視パトロールを312回実施しました。夜間の監視パトロールは、民間警備会社に委託して毎日実施しました。

監視カメラの設置台数は、昨年同様に市内に30台設置しています。

また、不法投棄監視体制の強化を図るため、事業者との不法投棄の情報提供に関する協定事業について、締結依頼を行いました。

○課題

不法投棄の多い地区を重点的に監視パトロールするとともに、市民及び事業者に対する啓発活動を行う必要があります。

■事業系ごみの適正処理の指導【廃棄物対策課】

○実施状況

事業系ごみの減量や資源物の再生利用の促進を目的に、適正処理の推進として家庭ごみの収集所へ事業系ごみを排出している事業者への訪問・文書指導を行いました。また、「事業ごみの処理ガイド」を区役所くらし応援室窓口や清掃センターなどで配布しているほか、さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者へも配布し、広く排出事業者への周知を図っています。

さらに、平成21年度(2009年度)から、タウンページに掲載されている事業所の中から許可業者と事業系ごみの収集運搬契約をしていない事業所に対し適正処理及びリサイクルの推進を啓発するダイレクトメールを送付しています。平成23年度(2011年度)からは新規事業者、平成29年度(2017年度)からはその他の事業者にも対象を拡大し、広く指導啓発をしています。

ダイレクトメール発送件数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
送付事業所数(件)	969	964	3,235	3,442	3,455	3840
送付対象区	全区	全区	全区	全区	全区	全区

○課題

個人事業主を含む中小規模事業者へも事業ごみの適正処理の周知指導を広げていきます。

■市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施【資源循環政策課】

(綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動)

○実施状況

【不法投棄物の撤去作業】

ごみが散乱している場所には、さらなる不法投棄が行われやすい傾向がありますが、市民が清掃を行うことで、地域社会に不法投棄を許さない環境が醸成されます。

そこで平成30年(2018年)10月20日(土)に、ボランティア団体参加の清掃活動として、「綾瀬川流域クリーン大作戦」を行いました。周辺自治会や事業所の方々、98人が参加し、回収したごみの量は620kgになりました。令和元年(2019年)は10月19日(土)に実施を予定しておりましたが、台風第19号の影響により中止となりました。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、中止となりました。

また、令和2年(2020年)11月12日(木)にさいたま市・上尾市地区荒川クリーン協議会主催による荒川河川敷不法投棄物一斉撤去作業を実施しました。職員延べ51人が参加し、回収したごみの量は150kgになりました。

【ごみゼロキャンペーン】

市内全域を対象にした活動としては、例年5月に自治会等の市民ボランティアによる一斉清掃「さいたま市ごみゼロキャンペーン市民清掃活動」として、道路、公園等のポイ捨てごみの収集を行っています。

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、参加者の感染防止のため、中止となりました。

綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動参加者数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
綾瀬川流域クリーン 大作戦(人)	114	196	雨天 中止	98	台風19号に より中止	中止
荒川クリーン協議会不法 投棄物一斉撤去(人)	雨天 中止	62	中止	中止	中止	職員のみ
ごみゼロキャンペーン 市民清掃活動(人)	95,537	97,987	104,567	98,996	97,438	中止

○課題

ごみゼロキャンペーンの参加者が増加するよう、広報媒体の種類を増やし、より一層の啓発を図ります。

■路上喫煙及びポイ捨て防止の強化【資源循環政策課】

○実施状況

人が多く集まる路上での喫煙は、ほかの歩行者への火傷や被服の焼け焦げ、また、吸い殻のポイ捨て、さらには、吸い殻の不始末による火災に至るまで、さまざまな問題が指摘されています。

このため、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、快適な生活環境の確保と、安全・安心できれいなまちづくりを進めることをめざしています。

平成19年(2007年)6月には大宮、浦和及び南浦和駅周辺を、また平成23年(2011年)6月には北浦和、武蔵浦和、東大宮及び宮原駅周辺を路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域に指定し、環境美化指導員が巡回指導を行うことにより、路上喫煙及びポイ捨て行為の減少に一定の効果が得られています。

令和2年(2020年)4月には東京2020大会に向けて、会場最寄り駅周辺の環境美化を推進するため、さいたま新都心駅、浦和美園駅、与野駅、北与野駅、岩槻駅周辺を路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域に新たに指定しました。

○課題

路上喫煙禁止区域における分煙環境の整備を進めるとともに、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを定期的実施するなど、啓発を強化する必要があります。

■ごみ分別アプリ配信事業【資源循環政策課】

○実施状況

近年のスマートフォンの普及に合わせ、平成27年(2015年)8月から「ごみ分別アプリ」を無料で配信しています。アプリを利用することで、ごみの出し方や分別方法などについての情報を簡単に検索することができます。「ごみ分別辞典」と「収集日カレンダー」の機能については、同様のものがさいたま市のホームページ上でも利用できるようになっています。

また、平成28年(2016年)12月から「外国語版ごみ分別アプリ」の配信を開始しました。外国語版は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びベトナム語に対応しています。

ごみ分別アプリダウンロード数

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
日本語版 ダウンロード数	21,915	25,535	23,323	27,897	33,994
外国語版 ダウンロード数	170 ※平成28年12月～ 平成29年3月の実績	411	567	665	341

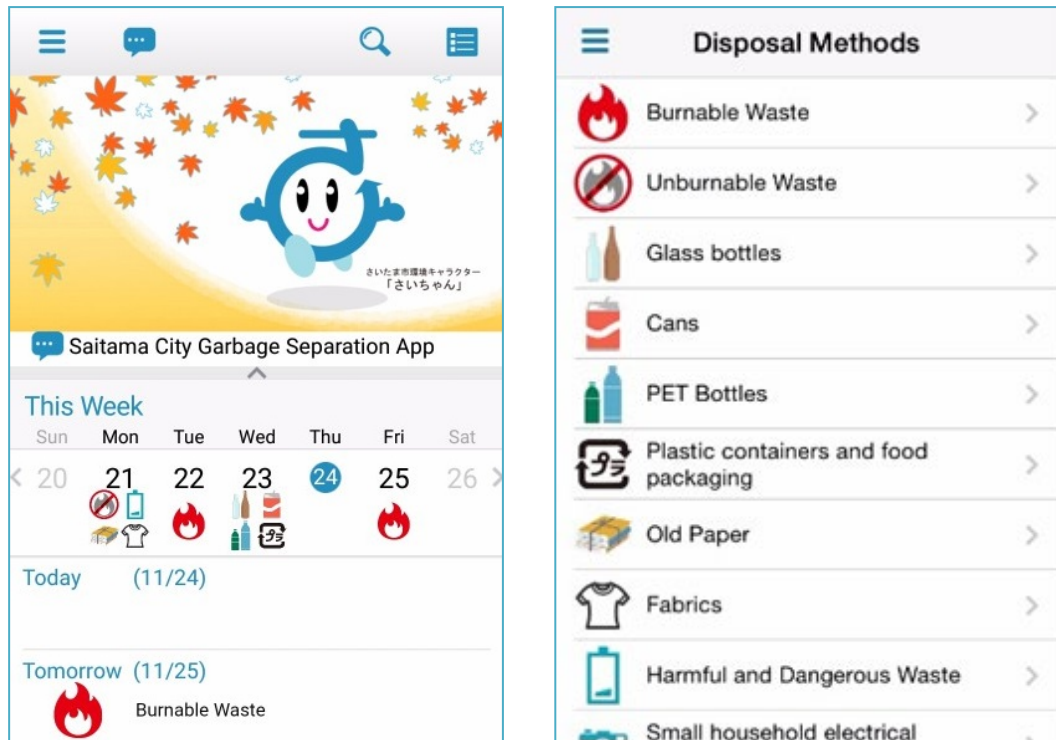
※ベトナム語は令和2年12月から配信開始。令和2年12月より日本語版に外国語版を統合。

ホームページ利用者数(日本語版のみ)

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
アクセス数		108,688	316,007	412,196	629,484	888,676
クリック(検索)数	分別辞典	60,988	183,011	261,595	461,290	740,526
	カレンダー	35,388	116,295	141,969	222,056	277,747



「ごみ分別アプリ」操作画面(日本語版)



「ごみ分別アプリ」操作画面(英語版)

○課題

広報誌へ掲載し周知するほか、各種イベントにてPR活動を行っていくなど、積極的に利用促進を図る必要があります。

■市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施【岩槻区役所くらし応援室】

○実施状況

市民、事業者、行政が一体となり、不法投棄防止啓発活動等の諸対策を講じ、不法投棄の撲滅を推進することを目的として、平成22年度（2010年度）に発足したさいたま市岩槻区不法投棄防止対策協議会が主催し「元荒川クリーン活動」を実施しています。

令和2年度（2020年度）は、11月29日（日）に元荒川河川敷を清掃しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より規模を縮小して実施しましたが、さいたま市岩槻区不法投棄防止対策協議会構成団体等から24名の方に参加いただき、可燃物・不燃物合せて310kgものごみを回収しました。

【参考（参加者）】

平成26年度（2014年度）72名、平成27年度（2015年度）87名、平成28年度（2016年度）77名、平成29年度（2017年度）112名、平成30年度（2018年度）154名、令和元年度（2019年度）124名

○課題

予備日を設けていますが、天候により実施の可否が左右されてしまいます。

5-2 産業廃棄物対策の推進

(1) 現況と課題

ア) 現況

工場・事業場や建設現場などの事業活動から発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法に定められた20種類のものが「産業廃棄物」と定義されています。このうち、爆発性・毒性・感染性などのおそれがあるものが「特別管理産業廃棄物」として区分されています。産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあり、排出事業者は自ら又は産業廃棄物処理業者へ委託することにより産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。

排出事業者から提出された令和元年度(2019年度)における産業廃棄物管理票交付等状況報告書によると、市内で発生した産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の量は約867千tで、がれき類が全体の約52%、汚泥が全体の約19%を占めました。

本市では、産業廃棄物の適正処理と3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進するため、関係事業所への立入検査や報告徴収、適正処理講習会の開催等を通して、指導及び啓発を行っています。

イ) 課題

循環型社会の構築に資するため、産業廃棄物の3Rを更に推進し、最終処分量を削減する必要があります。

産業廃棄物市内発生量

	産業廃棄物 (t)	特別管理 産業廃棄物 (t)
汚泥	164,542	—
がれき類	444,168	—
廃油	5,057	1,254
廃プラスチック類	61,907	—
ガラスくず・陶磁器くず等	34,361	—
金属くず	15,651	—
感染性産業廃棄物	—	4,171
廃酸・廃アルカリ	3,695	1,360
その他	129,804	612
小計	859,185	7,397
合計	866,582	

※ 市内発生量は、令和元年度(2019年度)産業廃棄物管理票交付等状況報告書による集計値です。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の推進

■ 産業廃棄物処理【産業廃棄物指導課】

○ 実施状況

市内には産業廃棄物最終処分場はなく、焼却、破砕などにより中間処理された産業廃棄物のうち再生利用されないものは市外の最終処分場へ埋め立てられています。

産業廃棄物の排出量及び最終処分量の現状を把握するため、平成17年度(2005年度)に「さいたま市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、5年ごとに計画の見直しを行うこととしました。

平成22年度(2010年度)に初回の見直しを実施した結果、中間目標である「最終処分量22千トン(最終処分量率2%)」については達成できました。

平成27年度(2015年度)に実施予定の二回目の見直しに係る産業廃棄物の現状把握のため、平成26年度(2014年度)に産業廃棄物の実態調査を実施しました。その結果、最終処分量は22千トンであり、平成22年度(2010年度)からほぼ横ばいでした。平成27年度(2015年度)の目標として設定した最終処分量である10千トンの達成は困難な状況ですが、最終処分量率は1.4%と平成22年度(2010年度)と比較して低下しています。

今後は、計画最終年度である令和2年度(2020年度)における最終処分量について目標値との状況を検証します。

表2-5-4 《指標》産業廃棄物最終処分量率の推移

指標	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	目標値 (年度)
産業廃棄物最終処分量率(%)	1.7 (平成20年度(2008年度)実績)	1.4 (平成25年度(2013年度)実績)	1.2 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	
対年度目標値比	基準年度	○	

※ 最終処分量率は、実態調査の総排出量と最終処分量から求められます。

産業廃棄物排出量・最終処分量の推移

	平成20年度 (2008年度)	平成25年度 (2013年度)	令和2年度 (2020年度)予測値
産業廃棄物排出量(千t/年)	1,438	1,566	1,680
産業廃棄物最終処分量(千t/年)	25	22	20

※ 総排出量及び最終処分量は、実態調査により算出した数値です。

○ 課題

循環型社会の構築に資するため、産業廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進し最終処分量を削減する必要があります。

■産業廃棄物の3Rの推進【産業廃棄物指導課】

○実施状況

最終処分量を減らすためには、発生した産業廃棄物の分別を徹底し、3Rを推進することが必要です。

このため、本市では、事業場や建設現場への立入検査を行う際、産業廃棄物の分別状況や再資源化の取組状況などを確認・指導しました。また、廃棄物の適正処理に対する意識や環境意識の向上を目的に排出事業者を対象とした講習会や市民が参加する施設見学会などを開催し、産業廃棄物の適正処理と3Rの普及・啓発を行いました。

○課題

3Rに取り組む事業者に対し、立入検査、講習会を通して積極的に支援していく必要があります。

■排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施【産業廃棄物指導課】

○実施状況

市内における産業廃棄物の排出事業者を対象に、産業廃棄物の排出事業者責任及び適正処理に関する知識及び意識の向上等を目的とした研修を実施しています。

令和2年度（2020年度）の産業廃棄物排出事業者研修会は新型コロナウイルス感染症対策として集合形式での研修会から資料提供による研修へ実施方法を変更して行いました。延べ受講人数は284名でした。

○課題

排出事業者の廃棄物の適正処理に対する意識や環境意識の向上を図るために、多岐にわたる業種の排出事業者を対象とした研修も行うとともに、配信による研修を行うなど、幅広い事業者へさらなる啓発を進める必要があります。

■下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化の促進【下水道維持管理課】

○実施状況

下水処理センターでは、排出する下水汚泥の全量について、セメント原料として再資源化ルートに回しています。

下水処理センターの汚泥再利用（セメント原料化）の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
リサイクル率(%)	100	100	100	100	100	100
排出汚泥量(t)	1,249	1,484	1,421	518	1,030	1282

○課題

今後も下水汚泥のリサイクル率100%を維持していきます。

■市民参加による産業廃棄物処理施設見学会の実施【産業廃棄物指導課】**○実施状況**

循環型社会を形成するためには、便利で快適な日常生活を支える生活用品、電気、飲用水等の生産過程から多くの産業廃棄物が発生していること、その産業廃棄物の処理が資源循環の重要な役割を担っていることなど、市民生活と産業廃棄物が密接な関係にあることを認識していただくことが重要です。そこで、産業廃棄物がどこから発生し、どのように処理され、再資源化されているのかを市民にわかりやすく紹介するため産業廃棄物処理施設見学会を例年開催していましたが、新型コロナウイルス感染症のため、施設見学会は中止しました。

代替えとして、さいたま市のホームページにて、小学生向けに「ごみについて学ぼう～ごみのおはなし～」と題して動画を3本作成し、公開しました。

○課題

新型コロナウイルス感染症の状況によって、事業を見直していく必要があります。

■市が発注する公共工事におけるリサイクルの推進【技術管理課】**○実施状況**

本市では、公共工事の実施に、再生アスファルト合材・再生砕石・再生砂等の再生資源の利用を促進するとともに、工事に伴って発生するアスファルトコンクリート殻・コンクリート殻・建設汚泥・建設発生木材等の産業廃棄物の再生利用の促進（再資源化）や建設発生土の再利用の促進に取り組んでいます。

○課題

本市が発注する公共事業において、更なるリサイクルの推進を図ります。

②適正処理の推進

■産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物の排出事業者)【産業廃棄物指導課】

○実施状況

本市では、主に多量排出事業者の事業場、建築物解体現場、病院等の医療系廃棄物排出事業場、産業廃棄物処理施設設置事業場等への立入検査を行っています。

立入検査においては、主に産業廃棄物の保管状況や委託処理状況を確認・指導しています。

特に、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、法や条例に基づき事業者が作成した廃棄物処理計画により産業廃棄物の排出抑制や再生利用に努めるよう指導しています。

排出事業場の種類ごとの立入検査実施件数 (件)

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
建設リサイクル法解体現場	合同	48	40	20
	単独	1	0	0
廃石綿等排出事業場		10	10	2
事業場外保管場所		17	18	3
多量排出事業場		6	20	23
PCB保管事業場等		90	150	43
医療施設	衛生検査所	2	5	3
	診療所(19床以下)	4	11	0
	病院(20床以上)	25	30	39
指定管理施設(市有施設)		13	3	7
産業廃棄物処理施設設置者		8	7	7
合 計		224	294	147

※建設リサイクル法解体現場

建設リサイクル法に基づく届出のあった建物等解体現場への立入検査。立入検査は、労働基準監督署と合同で実施するものと、苦情などにより単独で実施するものがあります。

※廃石綿等排出事業場

大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出のあった事業場の他、特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告のあった廃石綿の除去工事現場への立入検査を実施しています。

※事業場外保管場所

建設工事に伴う(特別管理)産業廃棄物を、当該工事現場以外の場所で自ら保管(保管場所面積が300㎡以上)を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければなりません。当該届出事業場へ立入検査を実施しています。

※多量排出事業場

廃棄物処理法及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に規定する多量排出事業者の事業場への立入検査を実施しています。

※PCB保管事業場

PCB特別措置法に基づく保管事業場への立入検査及び、PCB含有機器の掘り起こし調査における現地調査です。保管事業場への立入検査においては届出機器の確認と保管状況の検査を実施。PCBの掘り起こし調査は、平成27年度から実施しているPCB使用変圧器・コンデンサ類の保有状況の確認を行っています。

※医療施設

医療法に基づく保健所の立入計画に合わせ、特別管理産業廃棄物である感染性産業廃棄物の排出事業者である医療施設(病院、有床診療所、衛生検査所)への立入検査を実施しています。

※指定管理施設(市有施設)

公の施設における産業廃棄物の適正処理を推進する為、平成29年度より指定管理施設への立入検査を実施しています。指定管理者とともに、履行確認を行う所管課の教育も併せて実施しています。

※産業廃棄物処理施設設置者

廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を設置し、排出した産業廃棄物の処理を自ら行っている(自己処理)事業者に対し、処理施設の技術上の基準・維持管理の基準等の適合状況の確認を目的として立入検査を実施しています。

○課題

産業廃棄物の適正処理を指導するだけでなく、事業者が自ら行う3R等の環境保全活動を支援していく必要があります。また、最終処分量を削減するには、再生利用が進んでいない建設系混合廃棄物、建設汚泥等の排出抑制や再生利用を促進することが重要になります。

■産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物処理事業者)【産業廃棄物指導課】

○実施状況

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理業者に対しても指導・啓発を行う必要があります。本市では、市内の産業廃棄物の中間処分場や積替え保管施設等への立入検査を定期的に行い、施設の維持管理、産業廃棄物の保管及び産業廃棄物管理票の交付状況等を確認し、適正処理を指導しています。

産業廃棄物処理業者への立入検査件数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
立入検査件数(件)	153	160	118	128	130	78

○課題

産業廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産業廃棄物処理業者を育成する必要があります。

■土砂の適正処理対策【産業廃棄物指導課】

○実施状況

本市では、無秩序な土砂のたい積を防止するため、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、面積が500㎡以上の埋立てや盛土を行う場合は許可の対象としています。令和2年度(2020年度)には、この条例に基づき9件について審査し、許可を行いました。

土砂のたい積の許可件数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
たい積許可件数(件)	30	8	18	18	7	9

○課題

条例遵守の指導を徹底するなど、不法な土砂のたい積の未然防止を図る必要があります。

■使用済自動車のリサイクルに対する指導【産業廃棄物指導課】

○実施状況

「自動車リサイクル法」では、使用済自動車から出る有用資源の再資源化等を適正かつ円滑に実施することで、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図っています。本市では、使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破砕業の許可を行っています。

これらの事業者に対しては、立入検査を行い、処理状況を確認・指導しています。

令和2年度(2020年度)には使用済自動車の解体業者及び破砕業者に対して立入検査を30件実施し、解体作業場、保管場所及び自動車リサイクルシステムの移動報告等の確認・指導を行いました。

○課題

今後も引き続き立入検査、指導を行い、適正処理の推進を図る必要があります。

■PCB廃棄物保管状況届出受理・指導事務【産業廃棄物指導課】

○実施状況

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、熱に強い、不燃性、電気絶縁性が高いなどすぐれた性質を持つことから、トランスやコンデンサーの絶縁油等に利用されていましたが、昭和43年（1968年）に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件により人体への有害性等が問題となり、昭和47年（1972年）に行政指導（通産省）により製造中止、回収等の指示、昭和49年（1974年）に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により製造・輸入・新規使用が原則禁止されました。

これ以降、既に製造されたPCBの処理に向けて民間主導によるPCB廃棄物処理施設設置の動きが幾度ありましたが、住民の理解が得られなかったことなどから、ほとんど処理が行われず、PCB廃棄物の保管が長期間続きました。

そのため、国はPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年（2001年）にPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を制定し、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年、保管や処理の状況を市長に届け出るとともに、政令で定める期間内に適正に処分することが義務付けられました。本市における処分期間は、高濃度PCB廃棄物のうち変圧器・コンデンサー等については令和4年（2022年）3月31日まで、安定器及び汚染物等については令和5年（2023年）3月31日まで、低濃度PCB廃棄物については令和9年（2027年）3月31日までとなっています。

また、国は平成15年（2003年）に法に基づき「PCB 廃棄物処理基本計画」を策定し、高濃度PCB 廃棄物の処理事業は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5か所の処理施設で処理することとし、低濃度PCB廃棄物の処理についてはJESCOではなく、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等において行われることになりました。

本市では令和2年度（2020年度）に334事業所でPCB廃棄物が保管されており、立入検査を43件行いPCB廃棄物の適正保管及び早期処理について指導を行いました。

PCB廃棄物保管事業者に対する指導実施状況

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
届出件数(件)	490	499	460	385	317	334
立入検査件数(件)	110	103	82	90	150	43

○課題

PCB廃棄物の処分期間内の適正処分を推進するため、PCB廃棄物を保管している事業者への立入検査等を継続的に実施して行く必要があります。

また、市報やホームページ、関連団体への周知依頼などによりPCB使用機器の保有状況を把握し、処分期間内の適正処分を推進していきます。

■不法投棄対策事業【産業廃棄物指導課】

○実施状況

廃棄物の不適正事案は、全体の把握が困難な広い場所や、高い塀で囲まれた場所が多く、廃棄物の保管等の全容確認が困難な事例が数多くあります。

このため、ドローンを用いて上空から監視することで、迅速に廃棄物の不適正な保管等の状況を把握できるようになり、行為者への早期の指導が可能となりました。

○課題

廃棄物の不適正事案の指導・解決には、早期に廃棄物の不適正な状況を発見することが非常に重要です。今後も、廃棄物の不適正事案の早期発見、早期指導に努めます。